

## 愛知県告示第377号

愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）第6条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成を阻害する有害図書類として指定する。

平成18年4月28日

愛知県知事 神田 真 秋

区分	図 書 名	号 別	発 行 所 等
雑誌	PENT-JAPAN	5月号	株式会社ぶんか社
同	Bejean	同	英知出版株式会社

## 愛知県告示第378号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第4条の規定に基づく規制基準を次のように定め、平成18年10月1日から施行する。

なお、平成7年愛知県告示第245号（悪臭防止法による悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定）は、平成18年9月30日限り廃止する。

平成18年4月28日

愛知県知事 神田 真 秋

## 1 特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制地域及び規制基準

## (1) 規制地域

次に掲げる市町の地図のうち色（赤、黄及び緑）塗りで表示した地域  
 蒲都市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、大府市及び岩倉市  
 丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡甚目寺町及び同郡大治町

## (2) 規制基準

## ア 法第4条第1項第1号の敷地境界線における規制基準

特定悪臭物質の種類 規制地域の区分	アンモニア ppm	メチルメルカ プタン ppm	硫化水素 ppm	硫化メチル ppm	二硫化メチル ppm	トリメチルア ミン ppm
第1種地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005
第2種地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02
第3種地域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07

アセトアルデ ヒド ppm	プロピオンア ルデヒド ppm	ノルマルブチ ルアルデヒド ppm	イソブチルア ルデヒド ppm	ノルマルバレ ルアルデヒド ppm	イソバレアル ルデヒド ppm	イソブタノー ル ppm	酢酸エチル ppm
0.05	0.05	0.009	0.02	0.009	0.003	0.9	3
0.1	0.1	0.03	0.07	0.02	0.006	4	7
0.5	0.5	0.08	0.2	0.05	0.01	20	20

メチルイソ ブチルケトン ppm	トルエン ppm	スチレン ppm	キシレン ppm	プロピオン酸 ppm	ノルマル酪酸 ppm	ノルマル吉草 酸 ppm	イソ吉草酸 ppm
1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

備考 この表において、「第1種地域」とは1(1)の地図上赤色塗りの区域を、「第2種地域」とは同地図上黄色塗りの区域を、「第3種地域」とは同地図上緑色塗りの区域をいう。

## イ 法第4条第1項第2号の排出口における規制基準

アンモニア 硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレアルデヒド イソバレアルデヒド イソブタノール	左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、1(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。）第3条に定める方法により算出した値
--	---

酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン
--------------------------------------

## ウ 法第4条第1項第3号の排出水中における規制基準

メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二硫化メチル
--------------------------------------

左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、1(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、省令第4条に定める方法により算出した値
--

## 2 臭気指数又は臭気排出強度に係る規制地域及び規制基準

## (1) 規制地域

次に掲げる市町村の地図のうち色（赤、黄及び緑）塗りで表示した地域

瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、常滑市、東海市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋及び弥富市

愛知県東郷町、同郡長久手町、西春日井郡豊山町、同郡春日町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡蟹江町、同郡飛鳥村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町

## (2) 規制基準

## ア 法第4条第2項第1号の敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

備考 この表において、「第1種地域」とは2(1)の地図上赤色塗りの区域を、「第2種地域」とは同地図上黄色塗りの区域を、「第3種地域」とは同地図上緑色塗りの区域をいう。

## イ 法第4条第2項第2号の排出口における規制基準

2(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、省令第6条の2に定める方法により算出した値

## ウ 法第4条第2項第3号の排出水中における規制基準

2(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、省令第6条の3に定める方法により算出した値

〔「地図」は省略し、その図面を愛知県環境部大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。〕

## 愛知県告示第379号

平成9年愛知県告示第584号（愛知県障害者住宅整備資金の貸付けについて知事が定める利率）の一部を次のように改正し、平成18年4月28日以後に貸付決定した資金について適用する。

平成18年4月28日

愛知県知事 神田 真 秋

「1.4パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

## 愛知県告示第380号

土地区画整理事業に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、東海市の別図第1に示す区域において町の区域を別図第2のように設定する旨、東海市長から届出があった。

この町の区域の設定は、平成18年4月29日からその効力を生ずるものとする。

平成18年4月28日

愛知県知事 神田 真 秋